

「移民・難民緊急支援基金」中間報告

◆2020年5月8日～6月22日◆

- ◆2020年5月8日、移住者と連帯する全国ネットワーク（移住連）は、「新型コロナ 移民・難民緊急支援基金」を立ち上げました。
8月までの4カ月間で2000万円の基金を集め、
公的支援をまったく受けられない難民申請者や、公的支援に容易にアクセスできない移民の方々に、緊急支援として一人3万円ずつ渡そう、と始めました。
- ◆移住連の会員（団体：95／個人：435）のネットワークを活用して、全国各地の会員が、日々接している支援対象者の申請書を作成し、それを移住連「基金運営チーム」（8人）が毎週月曜日に点検し、翌日の火曜日から会員に送金し、その会員が支援対象者に渡す— という作業を5月25日から開始しました。
- ◆基金への募金を呼びかけてから、全国の市民団体・労組・教会関係者や、新聞・ラジオ・SNSで基金のことを知った市民から多額の募金が寄せられ、また、カリタスジャパンやウエスレー財団、アーユス、庭野平和財団からコロナ緊急助成金をいただくことができました。
- ◆移住連では、当初の基金目標2000万円を3000万円に引き上げ、より多くの方々に支援することにしました。
なぜなら、支援対象者の状況は、下記Ⅲにあるように、あまりにも過酷であり、そしてその数も、今後増えていくことが確実だからです。

I. 募金・助成金額と支援人数

基金集約日と 支援開始日	1週間ごとの 募金・助成金	助成金の内訳	基金総額	支援した人数
第一回 5月25日	6,280,500円	・カリタスジャパン 200万円 ・アーユス 50万円 ・庭野平和財団 100万円 ・ウエスレー財団 99万円	6,280,500円	186人
第二回 6月1日	1,228,000円		7,508,500円	144人（累計330人）
第三回 6月8日	3,789,999円		11,298,499円	152人（累計482人）
第四回 6月15日	1,649,000円		12,947,499円	85人（累計567人）
第五回 6月22日	2,508,300円		15,455,799円	72人（累計639人）

II. 支援した人たち（639人）の内訳（第一回～第五回）

年齢別／性別	国籍別	在留資格別
・幼児：59人	・トルコ（クルド人）：236人	・仮放免（難民申請中）：121人
・10代：71人	・ミャンマー：76人	・仮放免：261人
・20代：128人	・ベトナム：52人	・短期滞在（難民申請中）：31人
・30代：139人	・フィリピン：42人	・短期滞在：22人
・40代：135人	・イラン：23人	・特定活動（難民申請中）：42人
・50代：84人	・スリランカ：21人	・特定活動：50人
・60代：19人	・エチオピア：20人	・なし／超過滞在：81人
・70歳以上：4人	・バングラディシュ：18人	
	・ミャンマー（ロヒンギャ）：17人	・医療：1人
	・ネパール：16人	・技術・人文・国際：3人
	・ウガンダ：14人	・技能：1人
	・パキスタン：11人	・技能実習：1人
	・ナイジェリア：11人	・留学：8人
	・中国：10人	・家族滞在：1人
	・ペルー：8人	・日本人の配偶者等：6人
	・インドネシア：7人	・永住者の配偶者等：1人
	・トルコ：6人	・定住者：6人
	・ガーナ：6人	・永住者：3人
・・・・・・・・・	・ブルキナファソ：6人	
	・ギニア：4人	
・男：403人	・コンゴ：4人	
・女：236人	・韓国：3人	
	・カメルーン：3人	
	・スーダン：2人	
	・南スーダン：2人	
	・チュニジア：2人	
	・リベリア：2人	
	・ルワンダ：2人	
	・米国：2人	
	・タイ：1人	
	・シリア：1人	
	・ジンバブエ：1人	
	・タンザニア：1人	
	・プリンジ：1人	
	・フランス：1人	
	・キューバ：1人	
	・コロンビア：1人	
	・ブラジル：1人	
	・チリ：1人	
	・ポリビア：1人	
	・二重国籍：1人	
	・無国籍：1人	

* 移住連会員から寄せられた支援要請申込書リストから作成。

なお、申込書の不備の再申請があるため、内訳人数は概数値。

III. コロナ禍／制度的差別による難民申請者・移民の苦境

コロナ禍によってさらに苦境に陥っている人びとの状況を、第一回支援要請申込書（5月22日）から抜粋します。

なお、支援対象者の個人が特定されないように、国籍などを適宜省略しました。

1. “3密”となった入管収容所から仮放免、しかし……

超過滞在などで在留資格をなくした移民は、入管局の施設に収容されます。

そこから仮放免となった場合、就労はできない。また住民登録がないため、健康保険にも入れず、特別給付金10万円など公的支援は受けられない。家族や友人・知人、あるいは民間のシェルターに身を寄せて、しのいでいくしかない――。

◆マスクや消毒液など衛生用品の購入で負担が増加し、さらに乳児用のガーゼなど必需品も上

がって生活が苦しい。(20代の女性)

- ◆コロナ禍でイタリアに住む娘家族からの送金もなく、所持金は3万円。(50代の女性)
- ◆兄の家に寄食している。ときどき仕事を手伝っていたが今はない。(50代の男性)
- ◆3年間収容されていて、仮放免で出たばかり。所持金は3万円。(40代の男性)
- ◆生活全般の援助をしてくれた教会にコロナ禍で寄付がほとんど入らなくなったので、今までのような支援が受けられなくなった。(50代母と幼児、40代母と子ども)
- ◆3人の子には在留資格があり、大学生の娘がアルバイトをしていたが、コロナ禍で解雇。ほとんど収入なし。(40代の夫婦)
- ◆長期間収容されていたこともあり、精神を病んでいる。子どもが学校に通っているためお金がかかるし、健康保険にも入れない。(40代の男性)
- ◆離婚して息子に頼っているが、息子には家庭があり面倒をかけたくない。血圧が安定しないが、保険に入れず、医療費もかかるため、困窮している。(60代の女性)
- ◆子どもはみな学校に通う年齢で、お金がかかる。夫婦とも精神疾患があるが、保険がなく、大変困窮している。(30代の夫婦)
- ◆事故で怪我をしたため、治療中。このことで精神的なダメージもあり精神科の治療も受けているが、健康保険がないので、とてもお金がかかる。また、子どもにもお金がかかる。(30代の男性)
- ◆高血圧とヘルニアの持病があるが、保険に入れない。もうじき子どもが生まれるが、安定した収入がなく、とても不安だ。(30代の男性)
- ◆夫と離婚し、シングルマザー。5年前、肝臓を悪くして大手術を受けたが、それ以来健康状態は思わしくない。(30代の女性)
- ◆コロナで手伝いの仕事もまったくなくなった。子どもが小学校入学だが、学用品が揃わない。病院の治療費が全額負担のため生活が成り立たない。(30代の男性)
- ◆家族5人全員が仮放免で仕事ができない。友達や親戚に金を借りて何とか食いつないでいる。家賃や光熱費、子どもの教材費も遅れている。(40代の男性)
- ◆家族5人全員が仮放免。夫が暴力を振るう騒ぎもあった。子どもたちへの暴力は減っているが、いつ再現されるのか不安。(40代の女性)
- ◆今年4月、兄弟で入管収容所から仮放免された。シェルターで生活を始めたところ、火事にあいシェルターが焼失。現在、保証人の友人の家に居住させてもらっている。火事の時、火の回りが早かったので所持品の大半が焼失。(30代と40代の男性)
- ◆以前に仮放免下で難民申請をしていたが、仮放免条件違反(就労)を理由に再収容され、今月初めに数年ぶりに仮放免。知人宅に居候させてもらっているが、生活費にも事欠く状態。(40代の男性)
- ◆仮放免されたが、収容による体調悪化。妻は以前より心臓病を患い、娘は母国での迫害により精神疾患を発症しているため、医療機関にかかりたくても、お金がなくて困っている。(50代の男性)
- ◆仮放免されたが、収入がない。まだ2歳の小さな子に満足な食事を与えることもできない。(30代の男性)
- ◆20年にわたって難民申請を続け、仮放免の状態。コロナ禍でわずかのアルバイトもなくなり、ますます困窮。(40代の男性)

- ◆家族5人全員が仮放免。現在、在留資格を求めて裁判中だが、コロナ禍でわずかなアルバイトもなくなってしまい、学業の継続が難しい。親戚や友人もおらず、日本人の支援者が頼りの生活。(10代女性と親子)
- ◆コロナ禍で、教会の活動が停止しており、「いつまで援助できるか分からない。別に仕事も探してほしい」と言われているが、在留資格がないので仕事はない。(50代母と大学生・高校生の娘)。
- ◆就労資格をもつ妻の収入と、同胞コミュニティの支えで何とか生活していたが、コロナ禍で妻の収入が激減。コミュニティも打撃を受けているため、助けを得られない。夫は高血圧のため服薬が欠かせないが、無保険のため医療費の捻出も難しい。家賃や光熱費の支払いも滞っており、2人の子どもは幼く、困窮するばかり。(40代の男性)
- ◆夫が家計を支えていたが、コロナの影響で労働日数が半分に減少。現在、妻は妊娠5カ月のため定期的な妊婦健診を受けているが、住民票がないために妊婦健診券の交付を受けられず、毎回数万円の支払いが求められている。1歳の娘も抱え、きわめて困窮。(30代の夫婦)
- ◆妻のアルバイト収入で生活してきたが、仕事量が減り、フードバンクを利用するようになった。(50代の夫婦)
- ◆近隣の友人に支えられて生活していたが、友人たちも収入が減少し、支えきれなくなった。家賃は何とか待ってもらえているが、食料もなくフードバンクでしのいでいる。(60代の男性)
- ◆就労ができていたころのわずかの貯えと友人からの支援でなんとか生活していたが、お金が底をついている。家賃の滞納も続いており、ガスと電気は止められた。(30代の男性)
- ◆妻の収入で生活してきたが、出産したばかりで仕事への復帰がまだできていない。近隣に住む親戚も仕事が減り、経済的に頼れない。(20代の男性)
- ◆夫婦とも仮放免で、息子家族と暮らしている。息子はレストランを経営しており、両親を支えていたが、コロナ禍で収入が激減し、レストラン自体、経営破綻の危機にある。妻は糖尿病の持病があり定期的な通院と服薬が必須だが、保険がないため、医療費の100%が息子夫婦の負担となっている。(70代の夫婦)
- ◆お金を貸してくれる友人たちが失業し、頼むことができなくなった。夫は心臓病を抱え、妻は統合失調症。近所のコンビニのオーナーが食料を提供してくれて、なんとかしのいでいる。(50代の夫、40代の妻、子ども、幼児)
- ◆息子が生活を支えているが、息子の仕事が減り4割の減収。通院が必要な持病があり困窮している。(50代の女性)
- ◆妻の母(義母)の支援を受けて生活していたが、義母の夫(日本人)が他界したことと、コロナの影響で義母の収入が激減したことから支援が受けられなくなり、収入がほとんどなくなった。(40代の夫婦)
- ◆4月初めに仮放免が認められたばかりで、所持金はほとんどない。精神的な病などを発症しているが、1回通院すると交通費と診察料・薬代に1万5千円~2万円かかり、困窮している。(50代の男性)
- ◆3年間収容されていたが、5月16日に妻が死亡し、仮放免許可が出た。しかし当面の生活費がない。(50代の男性)
- ◆親子3人とも仮放免者で、娘は高校に通学中。生活費は教会の信徒から支援してもらっている。

るが、支援者も高齢化している。(60代の夫婦と娘)

- ◆今月に入り体調を崩し入院。いま退院してシェルターに滞在している。食事療法をしなければならぬが、それが十分にできない。(30代の男性)
- ◆難民申請を複数回申請したため、RHQ(難民事業本部)の保護費対象外。知人にお金を借りて何とか生活していたが、知人もコロナ禍で職を失った。(40代の男性)
- ◆コロナ感染の疑いで医療機関にかかった。20万円ほど必要だったが、支援者から出してもらった。(30代の男性)
- ◆母子で来日し、息子の日本人の父に対して認知請求を起こした。短期滞在の在留資格は延長されたが、コロナの影響で4月30日に予定されていた審判は延期された。友人に交通費や食事の世話を全面的にサポートしてもらっているが、所持金はない。(60代母と子ども)
- ◆日本人の父から認知され日本国籍を持っていたが、両親が離婚後、父から認知無効の訴えを起こされ、日本国籍がはく奪され、超過滞在者に。現在、入管へ出頭して仮放免中。実の父を探しだし認知請求を予定しているが、コロナの影響で調停はまだ入らない。無職で生活費もない。(30代の男性)

2. 日本に来て、難民申請をしたが……

来日後、在留資格があるうちに難民申請をすると、多くは「特定活動」2ヶ月・3カ月が認められるが、就労はできない。また住民登録がないため、健康保険にも入れず、特別給付金10万円など公的支援は受けられない。難民事業本部(RHQ)から一日1,500円の生活支援金を受けられることができるが、審査基準が厳しく、また給付期間も限られている――。

- ◆2月末に来日し、難民申請。RHQに申請したが、受給決定まで(インタビューまで)の待機期間が、コロナ禍でこれまで以上に長くなっているため、受給の目処が立っていない。持参したお金を切り崩し、フードバンクからの食糧支援でしのいでいる。(30代の夫婦)
- ◆友人たちの助けを得て生活をしてきたが、コロナの影響を受け、友人たちの収入も減少してしまった。妊娠していることが分かり、健診を受ける必要があるものの、友人たちにお金を借りることができず、未受診の状況が続いている。(30代の女性)
- ◆日本に来て間もなく、RHQ保護費を申請したものの、まだ受給できていない。知人に頼って生活をしているが、知人の収入も減り、困窮している。(30代夫婦と幼児)
- ◆難民申請の審査請求手続き中であるが、コロナ感染拡大で手続きが止まっている。早期に在留資格を取得したいがそれが叶わず、ストレスが溜まっている。RHQからの支援を打ち切られた。(30代の男性)

3. 帰国しようとするも、帰国できず……

- ◆仮放免になり、労災手続き終了後に帰国する予定だったが、コロナ禍で帰国見合わせになり、またアパートの契約更新期が来ていて、生活費の負担が大きくなったまま日本にとどまっている。(40代の男性)
- ◆留学生として来日中の妻のところに「親族訪問」で来ている時に、コロナ禍で帰国できなく

なった。妻はアルバイトができない状況が続いており、知人からお金を借りて何とか生活をつないでいる。(20代の男性)

- ◆仕事と在留資格を失い、子どもを出産したばかり。帰国したいが、空港封鎖が解かれるまでの生活が不安。(30代母と乳児)
- ◆4月まで特定活動(難民申請目的)で滞在していたが、更新が不許可になった。しかし、母国への渡航はできないために帰国できず、短期滞在の在留資格への変更が許可された。しかし就労できないために、借りていたアパートの家賃が払えず、知人宅に転居し、居候をしている。夫は本国にいるが、無職で頼れない。(30代母と子ども)
- ◆在留資格が切れて、シェルターに入居。宿泊費は管理者の厚意で無料となり、食費は協力者の支援物資提供で1カ月程度は大丈夫。しかし貯金もなくなり、帰国待ちの状態。(20代の元技能実習生と元留学生)
- ◆在留資格がなく就労ができない。日本人夫の収入は少なく、税金も滞納している。退去強制令書が出ていて、入管から一度帰国しなければビザは出さないとわれ、3月末に娘と二人で帰国を予定していたが、コロナ禍で帰国できない。(40代母と娘)
- ◆技能ビザで5年前に来日し、シェフとして就労。今年に入って雇用主が夜逃げし、賃金も3カ月未払い。労働基準監督署へ出向いた結果、使用者は支払いを約束したが、現在のところ全く連絡がない。母国への帰国を決意したが、フライトが3度キャンセルされ1カ月以上待たされている。家賃は未払いが続いているが、家主は居住を認めてくれている。光熱費と食費、空港までの交通費などが必要。(40代の男性)
- ◆同胞コミュニティから、ホームレス状態の女性(30代)の保護について、相談を受けた。本人は仕事を探して働きたいと言っているが、「統合失調症」と診断され、働ける状態にない。シェルターにすぐに入所することもできない。しかし、同胞のシングルマザーが引き受けてもいいと言っている。ただ、受け入れる母子家庭もコロナ禍で失職し、経済的にとても厳しい。本人も本国の父親も、母国への帰国を望んでいるので、渡航費用の一部に充てたい。

4. 在留資格も住民登録もない超過滞在者は今……

- ◆来日後25年近く非正規滞在。昨年3月、長く続いている血便を医者に診てもらうために無料低額診療機関に行く。幸い、重篤な病気ではなかったが、無理がきかず、その後も友人宅に身を寄せている。しかし寄宿先の友人の収入がコロナ禍で激減し、生活に窮している。(60代の男性)
- ◆日本に25年暮らしてきた。配偶者の在留資格が取り消され、現在は特定活動(出国準備期間31日)。したがって就業できない。長女と長男の収入によって生活費を捻出してきたが、コロナの影響で長女の仕事が全くなくなり、経済的に困窮。十分な食事もとれず、体重が減少した。(40代の夫婦)
- ◆日本人の父親を探すために来日し、短期滞在の在留資格だったが、超過滞中に。フィリピンと日本を行き来している父親をようやく見つけることができたため、認知の調停を申し立てることになっているが、コロナの影響で調停期日はしばらく先になりそう。現在は友人宅で世話になっていて、所持金はない。(20代の男性)

5. 就労可の在留資格でも……

- ◆2019年に再婚した日本人の夫は、家賃や公共料金だけを支払い、それ以外の生活費は一切渡してくれないため、生活費や子どもたちの学費は、ダブルワークと、長女のアルバイトで何とか生活してきた。日本人の夫との間でできた子どもが2月末に死産してしまい、体調管理のため休みを取っている間に非常事態宣言が発令され、アルバイト先から解雇されてしまった。またメインで勤めていた食肉加工の工場も仕事が減ってしまい、減収。長女のアルバイト先も仕事が減ってしまった。(40代母と娘／日本人の配偶者等)
- ◆現在、高校3年生。2019年春、母がアメリカ国籍の同胞と再婚し、渡米後に送ってくれる仕送りで家賃や学費を払い、飲食店のアルバイトで生活。しかし3月、コロナ感染拡大でアルバイトを雇止めになってしまい、またアメリカにいる母からの仕送りも止まってしまった。(高校生／定住者)
- ◆1990年代初頭、日系二世・三世の受け入れが始まったことから来日し、25年間日本で暮らしているが、日本語はできない、特別なスキルもない。2018年、派遣会社から解雇され、失業手当を受給したが、再就職について報告したにもかかわらず(おそらく日本語が伝わらずに)失業手当が支給されつづけ、のちに不正受給で返還請求されることになった。いま分割で返済をしている。今年2月から高齢者介護施設で働き始めたが、時給1000円、手取りは12万円ぐらい。このうち家賃3万円、失業手当返済の分割払い、滞納していた健康保険料の分割払いを出している。しかしコロナ禍で残業がなくなり、これらの支払いが厳しくなっている。(50代の女性／日本人の配偶者等)
- ◆次男が難病にかかったことや、妻が妊娠したことから就労できなくなり、一人で家族を養うようになった。その後、娘2人が生まれ、ぎりぎりの生活をつづけていたところ、2019年、母の夫が脳卒中で倒れ、親たちを引き取った。今年1月、職場の塗装機械が爆発、生産が落ち込んだうえに、コロナの影響を受けた。4月の就労は7日のみ、さらに生活は逼迫した。現在、市役所の福祉課と相談して、親の住居を分けて親のみ生活保護を受給する方向で準備中。(40代夫婦と幼児／永住者)
- ◆家庭の事情で父親とは離れて暮らしており、母と子どもの8人家族。2018年に難民申請したが却下されて、現在の在留資格は「特定活動」4カ月。ただ長兄だけは早く来日しており、就労可の在留資格。生計費は長兄の収入と子どもたちのアルバイトで賄っているが、8人家族での生活はかなり苦しくなった。(40代母／特定活動)
- ◆看護師として就労していたが、違法行為により逮捕され、勤務先の病院を解雇された。その違法行為については反省している。現在、看護師資格が取り消されるかどうかの審査の結果を待っている。母国の家族が重篤で医療費がかかるため、日本で看護師として就労を継続したいが、収入がまったくない。(40代女性／医療)
- ◆親からの虐待により、大学入学をきっかけに家を出て、シェルターに入居。親からは生活費や学費などの資金援助は一切なく、奨学金とアルバイトにより自活していたが、コロナ禍でアルバイト先は休業中。休業補償などもなく、収入がない。(大学生／日本人の配偶者等)
- ◆母は母国にいる3人の子どものために日本で長年働いて、送金を続けてきた。今回、母国の夫と離婚し、下の子ども二人の認知のため日本へ呼び寄せた。手狭になったアパートも借り替えたところに、コロナ禍が押し寄せ、仕事につける日数も急激に減り、4月の給料は前月

の半分。また、認知をした子どもたちの父親も、運輸関係の仕事を失った。(40代母と子ども／日本人の配偶者等)

- ◆同じ国・地域同士の知り合いなどとお互いのサポートができなくなってしまった。近所での繋がりもコロナ禍でさらに悪化し、現在、宿泊と仕事が困難な状況。(40代の男性／就労可の特定活動)
- ◆母国に残っている家族のことを心配し、遠くから母国の大感染の状況を見るのがとても辛い。近所の畑でボランティアしたら食べ物がもらえたが、コロナ禍でそれも中止になった。とりあえず滞在する場所を確保しようとしたが、断わられた。(50代男性／就労可の特定活動)
- ◆建設関係の仕事をしていたが、コロナの影響で失職。今月の家賃も払えない。(20代男性／日本とフィリピンの二重国籍)
- ◆娘は高校に通学していたが、経済的にとても厳しくなり中退させてしまった。難民申請中の夫には仕事はなく、妻の収入だけで一家5人の生活をやりくりしている。(40代母と子ども／永住者)



上記は、全5回の支援要請申込書(639人)のうち第一回申込書(186人分)から抽出した、コロナ禍での外国人住民の「現住所」です。日本社会の底辺に押しやられ、SOSも発せられない人びとの、かすかなつぶやきを、しっかりと受け止めたい。

なぜなら私たちは、「緊急支援基金」を立ち上げた時、この基金は「分断と排除を乗り越えて、一人ひとりの苦境の支えとなると同時に、しなやかで豊かな社会づくりの一助となるはずだ」と確信して始めたからです。

《片側通行の慈善とははっきり異なり、相互扶助への参加者全員が与える側と受け取る側の両方であることが、人びとを団結させる。これは相互依存であり、互いの富を分け合うよう協力する人びとのネットワークだ》

(レベッカ・ソルニット 『災害ユートピア——なぜそのとき特別な共同体がたちあがるのか』)

基金への寄付は以下よりしていただけます

●送金先●<ゆうちょ銀行> 10160 - 73879641

【口座名】 トクヒ)イジュウシャトレンタイスルゼンコクネットワーク

<ゆうちょ銀行以外からの振込> 【店名】〇ー八(ゼロイチハチ) 普通 7387964

*領収書希望の方は、送金後、メールで名前と住所をお知らせください。

●連絡先●「支援基金専用」E-mail: smj-supportfund@migrants.jp / Tel: 050-3573-2316

移住者と連帯する全国ネットワーク (移住連)